

砺波市 公園施設長寿命化計画

2023年 3月

富山県砺波市建設水道部都市整備課

1. 都市公園整備状況

(2023 年 1 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
187	99.69 ha	21.07 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2023 年度～ 2032 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
9	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	13

②選定理由

計画対象公園は、市内にある運動公園、総合公園、地区公園、街区公園の内、比較的古い公園で、利用頻度の高い公園とし、市内187ヶ所の内、13ヶ所を選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
63	5	373	96	4	14	57

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
327	0	0	939

②これまでの維持管理状況

各公園施設は、施設管理者による維持保全（清掃・保守・修繕）及び日常点検を行ってきた。
遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施してきた。
また、当初の公園施設長寿命化計画を策定した2012年度以降、一部施設の健全度調査を実施してきた。
これらの定期点検・健全度調査により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

③選定理由

本市の公園は設置から30年以上経過した公園が多く、公園施設の老朽化が問題となっている。老朽化に対応し、当初の公園施設長寿命化計画を策定した2012年度以降、一部施設の更新や補修等の長寿命化対策に取り込んできたところである。今後も財政的な制約からメリハリをつけた長寿命化対策を推進していくこととし、計画対象公園施設については、利用頻度の高い公園・公園施設を中心に選定した。

計画対象公園施設については、長寿命化対策により、公園機能の保全やライフサイクルコストの削減を図る。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性維持に努める。

なお、本市では、当初の公園施設長寿命化計画を2012年度に策定後、2016年度・2017年度に計画変更を行っている。本計画は、2022年度に第2期計画として策定したものである。これまでの取組内容は次のとおりである。

	内容
2012年度	<ul style="list-style-type: none"> 遊具、一般施設等の健全度調査、健全度・緊急度判定の実施 公園施設長寿命化計画の策定
2016年度	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の健全度調査、健全度・緊急度判定の実施 公園施設長寿命化計画の変更
2017年度	<ul style="list-style-type: none"> 遊具、一般施設、土木構造物、建築物の健全度調査、健全度・緊急度判定の実施 公園施設長寿命化計画の変更
2022年度	<ul style="list-style-type: none"> 遊具、一般施設、土木構造物、建築物の健全度調査、健全度・緊急度判定の実施 公園施設長寿命化計画の策定

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

健全度調査は、2022年11月から12月までの期間に実施した。

1. 一般施設、土木構造物、建築物

一般施設、土木構造物、建築物の健全度調査は、国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、280施設について実施した。

健全度としては、比較的健全なB判定の施設が多い結果となった。

2. 遊具等

遊具については、日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に則り実施された定期点検資料を健全度判定資料として活用した。

健全度としては、B、C判定の施設が多い結果となり、早めの老朽化対策が必要となっている。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (270)	30	197	37	6	D判定は利用禁止又は更新とする。
c. 土木構造物 (1)	1				
d. 建築物 (9)	4	1	4		
b. 遊具等 (55)	1	27	20	7	D判定は利用禁止又は更新とする。

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の「利用者数」、「施設のシンボル性」、「地域ニーズ」等とした。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (270)	8	35	227
c. 土木構造物 (1)	0	0	1
d. 建築物 (9)	1	3	5
b. 遊具等 (55)	7	20	28

7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）及び日常点検は、公園管理者により実施し、公園施設の機能の保全及び安全性を維持するとともに、施設の劣化・損傷状況を把握し、異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。公園施設別の維持管理手法は、以下のとおりとする。

a. 一般施設等、c. 土木構造物等、d. 建築物等

- ・ 1ヶ月に1回程度の頻度で日常点検を実施する。
- ・ 施設の異常な劣化・損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・ 異常がみられた施設が予防保全型管理の施設の場合、専門技術者による健全度調査を実施し、施設の補修又は更新を位置づけた上で措置を行う。事後保全型管理の施設の場合は、劣化・損傷の進行度を判断して撤去・更新を行う。

b. 遊具等

- ・ 1ヶ月に1回程度の頻度で日常点検を実施するほか、1年に1回の頻度で専門技術者による定期点検を実施する。
- ・ 消耗部材の定期的な交換を行う。
- ・ 施設の異常な劣化・損傷を把握した場合は、利用禁止の措置を行う。

e. その他設備等

- ・ 法で定める年1回実施する定期点検を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・出来るだけ健全度がB時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・管理類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間に応じて当該期間の1.2倍から2.4倍の範囲で設定する。

b. 遊具等、e. その他設備等

- ・ 日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・ 点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・ 定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

d. 建築物等

- ・ 100㎡を越える特殊建築物は法で定める3年に1回以上の定期点検を実施し健全度調査として活用する。

2. 事後保全型に類型した施設

- ・ 健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- ・ 使用見込み期間は、処分制限期間に応じて当該期間の1.0倍から2.0倍の範囲で設定する。
- ・ 舗装については、劣化や損傷が顕著（舗装面積の1/2以上）となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

3. 植栽の扱い

公園の植栽については、コスト縮減等の観点ではなく、植物の健全な生育に向けた適切な管理を行っていくことを基本とし、植栽別の管理手法を以下のよう定める。

A 外周生垣等

- ・ 外周柵等としての機能確保を目的とし、視認性に配慮した剪定、病虫害の駆除など保全的管理を実施する。

B 芝生等

- ・ 休息や運動等の場としての快適な利用環境の確保を目的とし、1ヶ月に1回程度の草刈りや1年に2回程度の施肥を実施する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,963,452 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	563,002 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	1,400,450 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	196,345 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策により、公園利用者の安全性の確保、公園施設の予防保全的管理による適切な補修計画、また、その補修費用の平準化、ライフサイクルコストの縮減効果（縮減額1,390千円）が得られる。
また、特に注視し点検を実施しなければならない施設について明確となった。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2027 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・ 次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・ 公園の利用状況や地域ニーズ等を考慮し、一部公園において長寿命化とあわせた再整備の検討を進めていく。

(様式1) 公園施設長寿命化計画調査(統括表)

公園名	種別	供用年度	長寿命化を実施する公園施設	主な公園施設			長寿命化対象公園施設数	年次計画(費用:千円)										単年度あたりのライフサイクルコスト削減額(千円)
				設置年度	経過年数	処分期間など		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	
鍋島4号公園	街区	H06	ぶらんこ、スイング遊具、シーソー等	1994	28	多くの施設が処分期間を過ぎている	20	1,160	0	0	300	120	320	480	1,200	160	340	0
鍋島5号公園	街区	H06	鉄棒、つり輪、平均台等	1994	28	多くの施設が処分期間を過ぎている	13	510	2,700	0	170	0	0	170	1,700	0	0	0
太郎丸西部1号公園	街区	H08	複合遊具等	1996	26	多くの施設が処分期間を過ぎている	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
太郎丸西部2号公園	街区	H09	シーソー、スプリング遊具、照明灯等	1997	25	多くの施設が処分期間を過ぎている	10	1,200	0	0	180	4,120	0	120	0	120	120	0
太郎丸西部3号公園	街区	H08	複合遊具、ヒューム管等	1996	26	多くの施設が処分期間を過ぎている	12	25,170	0	0	3,770	0	0	3,770	0	0	37,700	0
太郎丸西部4号公園	街区	H08	複合遊具、ショベル遊具等	1996	26	多くの施設が処分期間を過ぎている	10	37,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊町公園	街区	H09	スイング遊具、ロープウェイ等	1997	25	処分期間を過ぎている	12	1,020	0	0	340	700	0	680	180	340	900	0
駅南1号公園	街区	H11	四阿、スプリング遊具、ショベル遊具、複合遊具等	1999	23	多くの施設が処分期間を過ぎている	6	26,310	0	0	3,890	1,800	0	3,710	0	12,000	3,710	0
中村2号公園	街区	H6	四阿、シーソー、複合遊具等	1994	28	多くの施設が処分期間を過ぎている	4	240	0	0	12,120	120	0	1,200	0	0	680	0
砺波向山健民公園	地区	S58	四阿、テニスコート、照明灯等	1983	39	多くの施設が処分期間を過ぎている	82	6,120	0	0	0	0	6,120	0	0	110,200	0	30
舟戸公園	地区	S48	園路、広場、水車、噴水、四阿、パーゴラ、柵、照明灯等	1973	49	多くの施設が処分期間を過ぎている	136	83,200	0	53,640	71,000	200,000	75,000	125,200	133,425	0	0	108
砺波チューリップ公園	総合	S26	園路、広場、四阿、パーゴラ、各種遊具、トイレ、照明灯、柵、時計台等	1951	71	多くの施設が処分期間を過ぎている	390	38,630	131,000	233,325	176,380	900	110	6,340	1,320	3,310	6,020	1
砺波総合運動公園	運動	S62	四阿、スプリング遊具、ローラー滑り台、ロープウェイ、複合遊具、柵等	1987	35	多くの施設が処分期間を過ぎている	234	77,820	109,252	0	6,100	0	103,500	7,400	0	0	5,500	0
								298,480	242,952	286,965	274,250	207,760	185,050	149,070	137,825	126,130	54,970	139

公園箇所数計: 13

概算費用合計(千円): 1,963,452